

行革甲子園2026開催事業業務委託企画提案募集要項

1 趣旨

本県では、全国の市区町村から行政改革に係る先進的・独創的な取組事例を募集し、発表・表彰する「行革甲子園2026」を開催します。本事業の実施により、全国の自治体が優良事例のノウハウを共有することで、行政改革の一層の推進を図るとともに、本大会及び本県を全国へ広く情報発信するため、当募集要項により、広く業務実施に係る企画提案を募集し、委託先の候補者を選定しようとするものです。

2 委託業務の内容

(1) 業務名

行革甲子園2026開催事業

(2) 委託期間

契約の日から令和8年9月30日（水）まで

(3) 業務内容

別添「委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託料上限金額

5,507千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 担当部局及び提出先

愛媛県 総務部 行財政推進局 市町振興課 担当：森本、長谷部

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号：089-912-2216

FAX 番号：089-912-2209

E-mail : g-koushien@pref.ehime.lg.jp

4 企画提案の参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている法人とします。

- (1) 愛媛県内に本件委託業務の実施及び管理に従事する者が常駐する事務所（本社又は支社（営業所を含む））を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録済み又は企画提案書提出時まで登録が予定されていること。
- (4) 企画提案書等の受付期間中において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止処分

を受けていないこと。

- (5) 企画提案書等の受付期間中において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 過去に地方公共団体等が主催する同規模の催事開催業務の請負実績があること。

5 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加申込書（様式1）を提出してください。なお、提出期限までに参加申込書を提出していない者は、企画提案に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和8年4月16日（木）午後5時15分（必着）

(2) 提出方法

メール又はFAXにて本要項「3 担当部局及び提出先」へ提出
(送付後、到達を確認していただくため、担当部局まで電話をしてください。)

(3) 辞退

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出してください。

(4) 質問及び回答

質問がある場合は、上記（1）の提出期限までに質問書（様式3）を提出してください。電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。回答は、参加申込者全員に対し行います。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出物及び提出部数

- | | |
|-----------------|----|
| ・企画提案提出書（様式4） | 1部 |
| ・見積書 | 1部 |
| ・企画提案書（様式指定なし） | 6部 |
| ・法人・団体の概要書（様式5） | 1部 |

(2) 企画提案書等の作成方法

- ・記述はできるだけ平易な表現（図表等を含む）を用いるとともに、用紙はA4判を基本として作成してください。

- ・見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、単価及び数量など内訳を詳細に記載してください。
- ・企画提案書の構成は自由ですが、本要項「7 選定方法」を参照し、具体的な提案内容を記載するとともに、事業の実施体制（責任者及びスタッフの氏名及び役職と本事業での役割）及びスケジュール（契約後～イベントまでの大まかなスケジュール）を記載してください。

(3) 提出期限

令和8年4月30日（木）午後5時15分（必着）

(4) 提出方法

持参（土・日、祝日を除く。）又は郵送（書留）により、本要項「3 担当部局及び提出先」へ提出してください。

※団体規約や役員名簿の提出をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

(5) 留意事項

- ①企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めません。ただし、愛媛県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ②提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しません。
- ③企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案を提出することはできません。
- ④見積書の金額には、愛媛県市町振興課が予約している会場（松山市民会館中ホール、第1会議室、第2会議室）の使用料を含めてください。

7 選定方法

(1) 審査

- ①提案のあった企画については、審査会を設置して、書類及びプレゼンテーションにより選考し、受託者として最適と考えられる事業者（最優秀提案者）を選定します。
- ②4者以上から提案があった場合は、一次選考として書類選考を行ったうえで、プレゼンテーションによる二次選考を行う場合があります。
- ③提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に最優秀提案者として選定します。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施します。
- ④プレゼンテーションは5月中旬に開催する予定です。詳細は、別途お知らせします。

【審査基準】提案された企画は次の項目により審査します。

項目	審査のポイント	配点
大会開催企画内容	愛媛らしい特徴的かつ全国大会としてふさわしい演出となっているか。	20点
	会議全体を通じて、適正な進行の企画となっているか。	20点
広報宣伝	大会公式HPや開催案内チラシ、当日プログラムについて、効果的な内容が予定されているか。	10点
	Web広告やSNS等を活用した効果的な広報が予定されているか。	15点
実施計画・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な事業実施体制が整備されているか。 ・適正な事業計画となっているか。 ・費用計上が適当であるか。 	25点
その他	上記以外に特筆すべき評価要素がある場合 (広報PR、独自企画の内容など)	10点
合 計		100点

(2) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外します。

- ①本要項「2 委託業務の内容 (4) 委託料上限金額」を超える見積書の提出があったとき。
- ②企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ③その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

8 審査結果

審査結果については、すべての提案者に書面で通知します。ただし、順位や採点結果については通知しません。また、個別の審査内容についての照会には応じません。

9 契約方法

- (1) 委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を

行った上で、愛媛県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容の一部を変更する場合があります。

(2) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定によります。

(3) 別添「委託業務仕様書」は、本件業務の最低水準を示したものです。したがって、最優秀提案者の企画提案の内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、愛媛県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合があります。

(4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとします。

10 その他

(1) この企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

(2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがあります。